

大阪広域環境施設組合条例第1号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 [同左]
[(1) 略]	[(1) 同左]
(2) 職員の <u>定年等</u> に関する条例（平成27年条例第18号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員	(2) 職員の <u>定年</u> に関する条例（平成27年条例第18号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
[(3)～(5) 略]	[(3)～(5) 同左]
(部分休業をすることができない職員)	(部分休業をすることができない職員)
第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第21条 [同左]
[(1) 略]	[(1) 同左]
(2) 勤務日の <u>日数</u> を考慮して組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。次条において同じ。）	(2) 勤務日の <u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u> を考慮して組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）
(第1号部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第22条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定す	第22条 部分休業の承認は、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位と

る部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号）第11条の規定による生後満1年6月に達しない子を育てるための特別休暇（これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「育児時間」という。）又は同条例第12条の2第1項の規定による介護時間（これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「介護時間」という。）を与えられている職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間に準ずる休暇として組合規則で定めるものを与えられている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規

して行うものとする。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号）第11条の規定による生後満1年6月に達しない子を育てるための特別休暇（これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「育児時間」という。）又は同条例第12条の2第1項の規定による介護時間（これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「介護時間」という。）を与えられている職員（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間に準ずる休暇として組合規則で定めるものを与えられている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

[新設]

定する部分休業（以下「第2号部分休業」
という。）の承認は、1時間を単位として
行うものとする。ただし、次の各号に掲げ
る場合にあっては、それぞれ当該各号に定
める時間数の第2号部分休業を承認するこ
とができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に
分を単位とした時間がある場合であつ
て、当該勤務時間の全てについて承認の
請求があったとき 当該勤務時間の時間
数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未
満の端数がある場合であつて、当該残時
間数の全てについて承認の請求があつた
とき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1
年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例
で定める1年の期間は、毎年4月1日から
翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規
則で定める時間を基準として条例で定める時
間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号
の人事院規則で定める時間を基準として条
例で定める時間は、次の各号に掲げる職員
の区分に応じ、当該各号に定める時間とす
る。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日
1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得

[新設]

[新設]

<p><u>た時間</u></p> <p>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</p> <p><u>第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例</u> <u>で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p><u>第23条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第10条第1項、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）第18条、一般職の非常勤職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）第8条の規定にかかわらず、その勤務しない<u>1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給料又は報酬の額を減額して支給する。</u></u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p><u>第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>[新設]</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p><u>第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第10条第1項、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）第18条、一般職の非常勤職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）第8条の規定にかかわらず、その勤務しない<u>1時間につき、勤務1時間当たりの給料又は報酬の額を減額して支給する。</u></u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p><u>第24条 第16条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>
--	--

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線
は注記である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。